

令和5年度 対馬市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月27日(火) 午前10時00分から午前10時28分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 第1会議室

3. 出席委員

・農業委員 (12人)

1番 永留正司	2番 宮原安典	3番 小宮正至
4番 波田裕一郎	5番 杉原要	6番 春日亀優
7番 桐谷輝美	8番 阿比留なみ恵	9番 太田深雪
10番 永尾佐登志	11番 戸田耕助	12番 松村英二

・農地利用最適化推進委員 (12人)

桐谷秀士	初村重政	西山義典	佐伯豊
佐伯武久	梅野則仁	日高安実	永留静夫
小宮貞司	阿比留輝夫	島居一治	畑島孝吉

4. 欠席委員 (2人)

13番 春日亀智恵子 14番 岡村高史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

主 藤 公 康

農業委員会事務局局長補佐

小茂田 聡

農林水産部農林しいたけ課主事

糸 瀬 崇 史

中対馬振興部地域振興課主事

市 山 果 歩

上対馬振興部地域振興課主事

縫 田 雄 人

7. 会議の概要

会長欠席の為、議長は職務代理者の1番永留正司農業委員

議 長

おはようございます。

ただ今より、令和5年度対馬市農業委員会第2回総会を開会いたします。報告します。岡村会長、春日亀智恵子委員から欠席の届出がっております。現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は12名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

なお、農地利用最適化推進委員の出席者は12名です。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

日程第1、議事録署名委員の指名について、私から指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、戸田耕助委員及び、松村英二委員を指名します。

日程第2、会期についてお諮りします。

本総会の会期は、配布しております日程のとおり、本日、1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日1日といたします。

日程第3、会議書記の指名を行います。

本日の会議書記に、委員会事務局長及び局長補佐を指名します。

日程第4、議案第2号、「農地法 第3条の規定による許可申請について」を議題とします。今回の申請は3件です。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の1ページをお願いします。

議案第2号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町の〇〇さん所有の〇〇町〇〇の畑5筆、773.45平米を、〇〇町〇〇の〇〇さんへ、売買により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は19,024.51平米でございます。

議案書の2ページをお願いします。

番号2は、〇〇市の〇〇さん所有の〇〇町〇〇の田1筆、317平米を〇〇町〇〇の〇〇さんへ売買により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は564平米でございます。

番号3は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の同地区の畑1筆、290平米を同地区の〇〇さんへ贈与により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は0平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長

番号1につきましては、私が現地確認をしましたので、私の方から補足説明をいたします。

6月16日事務局小茂田課長補佐、私、譲受人〇〇さんの3名で現地を確認いたしました。

今回の申請農地は5筆で、〇〇番、〇〇番、〇〇番の3筆は畑として利用され、譲受人の〇〇さんが牧草を播種したとのことでした。

〇〇さんの説明によりますと譲渡人の〇〇さんは〇〇出身で現在は〇〇に居住されていて、親戚である〇〇さんに売買の話があり売買が成立したとのことであり、今後も農地として利用するとのことでした。なお〇〇番地、5.45平米と〇〇番地、3.2平米の2筆は小面積のため耕作困難で、いずれは非農地申請をするとのことであり何ら問題は無いと思われまます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

次に、番号2について、地元委員の補足説明を求めます。

(27番 推進委員挙手) 27番

27番 畑島孝吉推進委員

番号2について説明いたします。去る5月29日10時半より譲受人の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、私の4人で現地を調査いたしました。

台帳では田になっておりますが、この田は天然田で、私が小学生のころまで作ってあったと思います。その後は沢の方に家が建ってきたり、道路ができたりして、水が確保できなくなった状況です。

付近には、〇〇さんが栽培する果樹園があります。〇〇さんの子供たちが、3人近所におり、申請地は、野菜の栽培等に使用したいと言う事で、説明を受けました。果樹園もきれいに管理されており、問題点は見当たりませんでした。以上です。

議 長

次に、番号3について、補足説明を求めます。

(2番 委員挙手) 2番

2番 宮原安典委員

番号3について補足説明をいたします。議案書の地目は宅地になっておりますけども、現況は畑です。

6月19日、月曜日に譲渡人の〇〇さんの立ち合いのもと、〇〇さんと私とで現地の確認をいたしました。

譲渡人は、譲受人の甥です。既に譲受人が耕作している為、登記上の所有者名義を変えるとのことです。現況は私の知っている限りでは、概ね50年前より畑です。私の家の近所で、〇〇地区の公民館への行き帰りや、山や畑への通り道でもある為、前から知っておりますが、間違いなく現在も確実に畑として耕作中です。

これから先も、譲受人の自宅の前でもありますので、野菜畑として耕作して行きたいとのことでした。以上報告いたします。

議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。
(5番 委員挙手) 5番

5番 杉原要委員

番号3の分ですけども、地目が畑、現況が宅地という記載があって、今の説明の中では野菜畑として利用したいと、言うことであれば、この、現況の宅地という書き方がどうなのかという。畑のまま、現況が宅地になっているので、例えば、追認的転用許可がありますが、今の説明を聞いたら、畑として利用しますよということだったら、この資料の書き方が、委員さんを悩ませるんじゃないかなと思いますが。

議 長

(局長補佐挙手) 局長補佐

局長補佐

3番につきましては、登記簿上は畑になっております。現況、宅地というのは、今現在固定資産税の評価が宅地と言う事になっておりましたので、現況地目を宅地と記載しましたが、税務課の方に確認をしておりますので、現在の状況は、補足説明の通り、畑を耕作中で、航空写真でも畑を耕作中ということが分かりますので、今後、課税地目を畑に変える形で進めております。

議 長

(5番 委員挙手) 5番

5番 杉原要委員

固定資産税でそうなっているので、そこからもってきて、宅地と言う事になっていると言う事で良いか。

議 長

(局長補佐挙手) 局長補佐

局長補佐

そうです。それを参考に現況地目を記載しておりますので、現在宅地と言う事になっていますが、今後、畑に変更します。

議 長

(5番 委員挙手) 5番

5番 杉原要委員

分かりました。有り難うございました。

議 長

(4番 委員挙手) 4番

4番 波田裕一郎委員

法務局の登記をしないといけないんですか？

議 長

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

登記簿上は畑です。課税が宅地の課税になっているようです。

議 長

(11番 委員挙手) 11番

11番 戸田耕助委員

建物が有る訳でもないですね？

議 長

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

無いです。現況も畑です。

議 長

(3番 委員挙手) 3番

3番 小宮正至委員

いつ頃宅地になっていたのでしょうか？現況が畑だったら宅地で課税するのが腑に落ちない。なぜ宅地になっているのでしょうか？

議 長

(局長補佐挙手) 局長補佐

局長補佐

税務課にも確認をしましたが、いつ頃からとか、理由までは分りませんでした。現況が違っていると言う事は税務課に申し上げております。

議 長

(3番 委員挙手) 3番

3番 小宮正至委員

分かりました。ただ、確認をする為にお尋ねさせていただきました。

議 長

(2番 委員挙手) 2番

2番 宮原安典委員

番号3の申請箇所は、昭和30年代、私がまだ小学生や、中学生の時ですが、その頃は、製材所でした。隣は航空自衛隊の官舎があるし、同じく公民館もあると言う事で、そういう状況でした。

議 長

この件につきましては、事務局から税務課に、現況に合うような処理をしてもらうように相談をされて下さい。

他に質疑ございませんか？

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号1は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号2は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号3は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

今回の申請は1件です。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の3ページをお願いします。

議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の畑1筆、137平米を、同地区の〇〇さんから〇〇さんへ売買による所有権移転及び駐車場用地に転用するものであります。

位置図、配置図等を4ページから12ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1について、地元委員の補足説明を求めます。

(19番 推進委員挙手) 19番

19番 佐伯豊推進委員

議案第3号についてご説明します。

6月20日に代理人の〇〇さんと〇〇さん、〇〇さんと私とで、現地を確認しました。

申請地は、〇〇地区集落センターから120メートル先にある農地で、現在は、雑草が繁茂している状況です。

今回の申請は、農地を駐車場用地として、転用するものです。

譲受人の〇〇氏は、〇〇氏とともに林業を営んでおり、事業用車両の駐車場を確保するため、条件の合う土地を求めており、自宅に隣接している本件申請地を選定することに至りました。

本件申請地に接する農地はなく、駐車場用地にしても、影響はないと思われま

す。また、譲渡人の〇〇氏は、今後、耕作の予定はないため、申請については問題ないと判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号1は許可相当とし、県知事に進達することに決定しました。

次に、議案第4号、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の13ページをお願いします。

議案第4号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況につきましては、農業委員会等に関する法律及び同法律施行規則により、インターネット等で公表しなければならないこととなっております。

公表内容といたしましては、14ページから20ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

議案第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、「その他」の事項ですが、何かございませんか。

(無しの声あり)

無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。

本日は提案されました議題を慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

これから本格的な夏を迎えようとしていますが、予報によりますと、今年の夏は全国的に平年より気温が高く、7月下旬から8月初旬にかけて、暑さのピークを迎え、西日本では猛暑になる見通しとのことです。

この時期は、まだ本格的な暑さに慣れていない時期ですので、作業の際には、水分補給などの暑さ対策をしっかり行い、熱中症などには十分注意されて、お過ごし願います。”

以上をもちまして、対馬市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。